

国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づく 土地売買等届出書（事後届出）

記入上の注意

- 1 ※印のある欄には記載しないこと。
- 2 「氏名」の欄には、法人にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 「番号」の欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 4 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により記載すること。
- 5 「概要」の欄には、建築物その他の工作物にあつては、延べ面積、構造、使用年数等を、木竹にあつては、樹種、樹齢等を記載すること。
- 6 「移転又は設定の態様」の欄には、売買、交換等の登記原因の区分により記載すること。
- 7 「利用目的」の欄には、用途、規模等当該土地の利用目的を可能な限り詳細に記載すること。
- 8 「人工面率」の欄には、利用目的に係る土地の面積に占める樹林地、草地、水辺地、岩石地及び砂地（農地、採草放牧地及び芝生、庭園木等の植栽された土地を除く。）以外の土地の面積の割合の現況及び計画を記載すること。
- 9 「計画人口」の欄には、住宅団地における想定人口等を記載すること。
- 10 「その他参考となるべき事項」の欄には、土地に関する権利の移転又は設定と併せて権利の移転又は設定をする工作物等以外の工作物等に関する事項その他を記載すること。

土地売買等届出書

年 月 日

岩手県知事

殿

権利取得者（譲受人）
住所 〒

市町村名※	
区分※	所・地・貸・他 単・団
受理番号※	年 月 日 第 号
処理番号※	年 月 日 第 号

氏名

(担当者)

電話

譲 受 人 業 種	1	不動産業
	2	建設業
	3	金融保険業
	4	製造業
	5	商業
	6	運輸業
	7	その他

国土利用計画法第 23 条第 1 項の規定に基づき、土地に関する所有権(地上権・貸借権・その他)の移転(設定)をする契約の締結について、下記のとおり届け出ます。

記

契約の相手方等に関する事項		契約の相手方（譲渡人）の住所				氏 名				契約締結年月日 年 月 日			
土地に 関 す る 事 項	番	所 在				地 目		面 積					
	土 号	登 記 簿		住 居 表 示		登記簿	現 況	登記簿(㎡)		実 測(㎡)			
	1												
	2												
	3												
番	届 出 に 係 る 権 利 以 外 の 権 利										計 ㎡	計 ㎡	
利用の現況	所 有 権		所 有 権		所 有 権		所 有 権		所 有 権		所 有 権		
号	所有者の住所		所有者の氏名		種 別 内 容		種 別 内 容		種 別 内 容		種 別 内 容		
1													
2													
3													
土地等 に 関 連 す る 工 事 作 業	番 号	種 類	概 要	移転又は設定 に係る権利	移 転 又 は 設 定 に 係 る 権 利 以 外 の 権 利		所 有 権		所 有 権		※		
				種別 内容	所有者の住所 所有者の氏名 種 別 内 容		種 別 内 容		権利者の住所 権利者の氏名				
	1												
	2												
	3												
移土内 転地容 又 に は 関 連 設 す る に 係 る 事 項	番 号	移 転 又 は 設 定 の 態 様		地 上 権 又 は 貸 借 権 の 場 合		特 記 事 項							
				存続期間	残存期間	堅固・非堅固の別	地代(年額・円)						
	1												
	2												
	3												
対 価 の 額 等 に 関 す る 事 項	番 号	土 地 に 関 する 対 価 の 額 等				工 作 物 等 に 関 する 対 価 の 額 等							
		地 目 (現況)	面 積 (㎡)		単 価 (円/㎡)		対 価 の 額 (円)		種 類	対 価 の 額 (円)			
	1		百万 千 ㎡		百万 千 円				十 億 百万 千 円				
	2												
	3												
実 測	有 ・ 無	計 (a)		平均 ((b) ÷ (a))		計 (b)		計					
		百万 千 ㎡		百万 千 円	十 億 百万 千 円		十 億 百万 千 円						
土 等 地 に 関 連 す る 事 項	利 用 目 的	用途等				利用の現況の変更 有・無							
	利用目的に係る 土地の所在	利用目的に係る 土地の面積		百万 千 ㎡									
	利用計画の 概要	人 工 面 率	%	計画人口	人								
		そ の 他											
その他参考となるべき事項		不動産通知 要・否											